

景観行政団体への移行について

北見市は、平成26年8月12日から景観行政団体となります。これにより景観法に基づく届出等はオホーツク総合振興局から北見市に提出していただくこととなりますのでお知らせします。

■景観行政団体移行に伴う変更等

届出対象行為および景観形成基準は、北見市景観計画を施行するまでの間、従来の北海道の基準を運用します。

なお、北見市景観計画の施行後は、市の景観計画に基づいた届出対象行為および景観形成基準を運用します。

	これまで	景観行政団体移行後 (H26/8/12 から)	北見市景観計画施行後 (H27/4/1 予定)
届出先	北海道 オホーツク 総合振興局	北見市 都市建設部 都市計画課	同左
届出対象行為と 景観形成基準	北海道景観計画を運用		北見市景観計画を運用

※届出対象区域は、北見市全域となります。

※届出対象行為の概要については、裏面をご覧ください。

※北見市景観計画の施行後は、届出対象行為の規模等について変更がありますのでご注意ください。

※北海道屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物に関しては、これまでどおり北海道オホーツク総合振興局へ許可申請を行っていただきます。

■お問い合わせ先 および 届出先	北見市都市建設部都市計画課 〒090-8501 北見市北2条東1丁目11番地 北2条仮庁舎4階 Tel 0157-25-1152 / Fax 0157-25-1207 E-mail toshikei@city.kitami.lg.jp
-------------------------------	---

北見市内における届出対象行為の概要（平成26年8月12日～平成27年3月31日予定）

届出対象行為	規模										
(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2号第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転	高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物にあっては、高さ20メートル又は延べ面積3,000平方メートル） ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。										
(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1										
(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（法第8条第2項第4号に規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供するもの（以下「特定公共施設等供用工作物」という。）を除く。） イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。） ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 物見塔その他これらに類する工作物 カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設 ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設 シ 太陽電池発電設	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり <table border="1" data-bbox="810 757 1430 1420"> <tr> <td data-bbox="810 757 1091 792">アに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1091 757 1430 792">高さ5メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 792 1091 1039">イからエまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1091 792 1430 1039">高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1039 1091 1285">オに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1091 1039 1430 1285">高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1285 1091 1352">カからサまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1091 1285 1430 1352">高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1352 1091 1420">シに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1091 1352 1430 1420">高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル</td> </tr> </table> <p>ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p>	アに掲げる工作物	高さ5メートル	イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）	オに掲げる工作物	高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）	カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル	シに掲げる工作物	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル
アに掲げる工作物	高さ5メートル										
イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）										
オに掲げる工作物	高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）										
カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル										
シに掲げる工作物	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル										
(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1										
(5) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあっては10,000平方メートル、法面、擁壁の高さにあっては5メートル										

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。以下同じ。